蔵王町の財政健全化判断比率等の公表

平成１９年６月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成１９年度決算から財政指標の公表が義務付けられました。

公表する財政指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の４つの指標（以下「健全化判断比率」という。）と公営企業ごとの資金不足比率です。

蔵王町の令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりです。

【蔵王町の健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和５年度	―	―	4.5	―
令和６年度	―	―	4.7	―
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

【蔵王町の公営企業における資金不足比率】

	国民健康保険蔵王病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計
令和５年度	―	―	―
令和６年度	―	―	―
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

（注）上記の表中「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額並びに資金不足額がないため、比率が算定されないことを意味しています。

いずれの指標も基準値を大きく下回っていることから良好な状態といえます。しかし、依然として町の財政が厳しいことには変わりありません。町では、今後もこの指標を基に、将来における財政状況の安定を目指し、各種事業に取り組んでいきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【用語について】

実質赤字比率・・・福祉、教育、まちづくり等を行う町一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、赤字が発生した場合に指標が表されます。

連結実質赤字比率・・・すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、町としての運営の深刻度を示すもので、赤字が発生した場合に指標が表されます。

実質公債費比率・・・借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

将来負担比率・・・町の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

早期健全化基準・・・健全化判断比率のうち、いずれかがこの基準以上となった場合は、自主的な改善努力による財政健全化に努めなければなりません。具体的には、財政健全化計画を策定（議会の議決）し、速やかに公表するとともに県知事へ報告することとなっています。

財政再生基準・・・再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた３つの比率）のいずれかがこの基準以上となった場合は、国等の関与による確実な再生に取り組むこととなります。具体的には、財政再生計画を策定（議会の議決）し、速やかに公表するとともに総務大臣に報告することとなっています。

資金不足比率・・・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。資金不足額が発生した場合に指標が表されます。

経営健全化基準・・・資金不足比率がこの基準以上となった場合は、自主的な改善努力による経営健全化に努めなければなりません。具体的には、経営健全化計画を策定（議会の議決）し、速やかに公表するとともに県知事へ報告することとなっています。